



違法薬物と戦う麻薬取締官！

厚生労働省 九州厚生局 麻薬取締部

麻薬取締官とは？

刑事訴訟法に基づく特別司法警察員としての職務を行う権限を持ち、主に薬物犯罪の捜査に従事するほか「薬物汚染のない健全な社会の実現」のため、幅広い分野での活動を展開しています。

業務内容

- ・暴力団・外国人薬物密輸密売組織や薬物乱用者に対する捜査
- ・医療用麻薬を扱う医療機関等に対する立入検査、監督・指導、許認可
- ・薬物乱用防止啓発活動

職員数、勤務地

- ・職員数：42名(うち女性8名) ※令和6年12月現在
 - ・勤務地：福岡市又は北九州市に採用
採用1年後に麻薬取締官に任官し、数年の実務経験を経て、全国の主要都市に転勤となります。
- また、厚生労働本省や他省庁への出向の機会もあります。

昇進と研修

経験年数や勤務実績に応じて係長、課長補佐、課長等へと昇任します。また、職位に応じた各種研修を通じて、刑事訴訟法等の関係法令や実務能力を身につけます。



ワーク・ライフ・バランスの実現

麻薬取締部では、積極的に仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進しています。テレワーク推進、定時退庁日の指定、休暇を取得しやすい職場環境を実現しており、公私の充実を図っています。妊娠・出産・子育てに関する制度についても、育児休業等をはじめ、その態様に応じて各種の制度が整備され、男女問わず職員は積極的に取得しています。

先輩からのメッセージ

私は麻薬取締部に採用されてからまだ半年ですが、日々の業務の中で違法薬物の恐ろしさを実感しています。違法薬物は国全体を脅かすものであり、国が一丸となった徹底的な取締りが必要です。その取締機関として日々違法薬物と向き合っている私たちは1つのチームとして薬物犯罪捜査を行うため、1年目の職員も積極的に捜査に従事することができ、被疑者を検挙したときの達成感を味わうことができます。薬物犯罪のない安全な日常と健やかな社会を目指して、一緒に働きませんか。【令和6年4月1日採用・採用区分 一般職(大卒)行政九州・九州厚生局麻薬取締部捜査部門所属】

違法薬物は使っている本人だけではなく、その周りにいる家族、友人、知り合いなどにも悪影響を与えてしまいます。最近では、違法薬物の使用による有名人の逮捕も目立っており、そのファンも悲しませることとなります。違法薬物に関わるといことは、たくさんの人たちを悲しませたり苦しめたりと次第に負の連鎖が止まらなくなってしまいます。そこで、私たち麻薬取締官は違法薬物で苦しむ人たちを少しでも減らし、社会から薬物犯罪を根絶させるため捜査を行っています。周りの人を、ひいては世界中の人々を薬物犯罪から守るために、あなたも違法薬物を取り締まる一員になりませんか。【令和5年5月1日採用・採用区分 薬学選考・小倉分室捜査部門所属】

【問合せ先】九州厚生局麻薬取締部 調査総務課
Tel. 092-472-2331
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
福岡第二合同庁舎
ホームページ：<https://www.ncd.mhlw.go.jp/>

採用情報はここから

麻薬取締官

検索

麻薬取締部HP

